

年金受給者・年金予約者限定 定期貯金

「懸け橋」

販売対象

個人で年金のお受け取りを当JA口座でされている方、または
将来年金のお受け取りを当JA口座にご予約いただいた方

取扱対象商品

スーパー定期貯金

預入期間

1年の自動継続

(元金継続に限る)

預入金額

お一人さま10万円以上 1,000万円以内(1円単位)

預入条件

新たにお預入いただく資金に限ります

適用金利

ご契約日におけるスーパー定期貯金の店頭金利に以下を上乗せ
し満期日まで適用します。

- 店頭金利に 0.10% 上乗せ (税引後 年0.069%)

*市場環境等により、販売を停止または上乗せ金利を変更させていただく場合があります。

*上乗せ金利の適用は預入日から初回満期日(初回継続日)までとし、満期後に継続となる定期貯金は継続日におけるスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。

*他の金利上乗せ商品との併用はできません。

中途解約時の取扱い

満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用
します。

*上記以外は、スーパー定期貯金規定(単利型)を適用します。



 JA鳥取いなば

☆詳しくはJA窓口にてお問い合わせ下さい

<http://www.jainaba.com>

令和3年9月1日
03090176010001

商品概要説明書

(令和3年9月1日現在)

1. 商品名	・年金定期貯金「懸け橋」(単利型)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用は、次の条件のいずれかを満たす個人の方(個人事業者を含む) ・当JA口座で年金のお受け取りをされている方 ・将来年金のお受け取りを当JAに予約いただいた方 <p>*年金振込み口座の指定(又は予約申込)と同時に本定期貯金のお申込みをされた方も対象。</p>
3. 販売条件	・当組合に新たにお預け入れいただいた資金に限ります。
4. 取扱期間	・令和元年9月2日～販売終了まで。
5. 預入期間	・1年(元金継続のみ)で自動継続の取り扱いとします。
6. 預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・10万円以上1,000万円まで
(3) 預入単位	・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息	
(1) 適用利率	・預入日の店頭表示利率に0.10%を上乗せし満期日まで適用します。(店頭表示利率は、スーパー定期(預入金額が300万円以上のものは「スーパー定期300万以上」を基準にします。)
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
(3) 計算方法	・課税扱いの場合20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。
(4) 税金	・店頭の金利表示ボードで表示しています。
(5) 金利情報の入手方法	
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。
10. 中途解約(期限前解約)時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この貯金は、原則満期日前の解約ができません。 ・やむを得ず本貯金を満期日前に解約する場合の本貯金の利息計算は、中途解約日における当JAスーパー定期(単利型)中途解約利率を適用いたします。
11. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店窓口または金融部金融企画課(電話:0857-37-0525)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当組合金融部金融企画課または鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>

詳しくは窓口までお問合せください。

JA鳥取いなば